

報告 教1(別冊)

(案)

## 出雲市小規模特認校に係る基本方針

出雲市教育委員会

令和8年(2026)3月 日

## 目 次

はじめに	P 3
第1章 出雲市立小・中学校の現状と今後の見込み	P 4
第2章 出雲市における小規模特認校制度	P 8
参 考	
5年以内に基準を満たし、小規模特認校の対象となりうる学校	P 11
出雲市立小・中学校の現状と今後の見込み	P 12
出雲市における小規模特認校制度の導入及び導入する学校の基準 について（回答）	P 27
出雲市教育政策審議会委員名簿	P 31

はじめに

平成17年(2005)3月に2市4町(出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町)が合併し、平成23年10月に斐川町が加わり、現在の出雲市となりました。

本市の小学校及び中学校は、合併前をそのまま引き継いで、規模的に見て、過小規模校や小規模校の割合が高かった状況となっていたとともに、同規模の自治体に比べても学校数が多く、島根県内でも最も多い学校数となっていました。

平成24年(2012)に「出雲市立小中学校再編方針」を策定し、地元の協力を得ながら再編・統合を行い、令和7年(2025)4月1日の旅伏小学校の開校、窪田小学校の須佐小学校への統合により、小学校30校(分校1を含む。)、中学校15校(分校1を含む。)となり、一定の区切りを迎えました。

人口減少や少子化が進む中であっても、地域振興の観点から小規模校の存続について考えていく必要があります。

また、小規模校における課題解消を図るとともに、小規模校ならではの特徴やメリットを生かし、教育活動の更なる活性化を図る必要があります。

出雲市教育委員会では、出雲市教育政策審議会での審議を踏まえ、従来の校区(通学区域)は残したまま、小規模校に市内のどこからでも転入学を認めるいわゆる「小規模特認校制度」を導入することとし、その基準となる「出雲市小規模特認校に係る基本方針」を策定しました。

この基本方針をもとに、地域の協力を得ながら「小規模特認校制度」の活用により、引き続き本市における教育のより一層の充実に向けて、取組をすすめていきます。

令和8年(2026)3月 日

出雲市教育委員会 教育長 杉谷 学

## 第1章 出雲市立小・中学校の現状と今後の見込み

### I 出雲市立小中学校再編方針に基づく再編・統合

平成23年(2011)10月1日に斐川町を編入合併した際に小学校42校(分校2を含む。)、中学校16校(分校1を含む。)の58施設であったものが、出雲市立小中学校再編方針に基づく再編・統合により、令和7年(2025)4月1日の旅伏小学校の開校、窪田小学校の須佐小学校への統合をもって、小学校30校(分校1を含む。)、中学校15校(分校1を含む。)となり、一定の区切りを迎えました。※なお、神戸川小学校若松分校舎及び河南中学校若松分校舎は、県有施設で院内学校的性格を有することから、以下の記述においては、学校数は、原則として両校を除いた小学校29校、中学校14校の計43施設として表記します。

番号	学校	個別再編方針	個別再編方針に対する地区からの回答	学校再編の状況	
1	光中	光中を平田中に統合〔統合方式〕	H26.2.6 済	平成27年4月1日統合(平田中)	
	平田中		H26.2.7 済		
2	大社小	鵜鷺小と日御碕小を大社小に統合〔統合方式〕	H25.8.8 済	平成27年4月1日統合(大社小)	
	鵜鷺小		H26.2.3 済		
	日御碕小		H26.2.18 済		
3	佐香小	佐香小を久多美小に統合し、久多美小の校名変更を検討〔統合方式〕	H26.8.1 済	平成28年4月1日統合(さくら小)	
	久多美小		H26.7.8 済		
4	田儀小	田儀小を岐久小に統合し、岐久小の校名変更を検討〔統合方式〕	H27.1.30 済	平成29年4月1日統合(多伎小)	
	岐久小				
5	朝山小	3校を統合し、新設小学校を設置〔新設方式〕	H29.4.3 済	乙立小を朝山小に統合し、朝山小の校名を変更 平成31年4月1日統合(みなみ小)	
	乙立小		H29.3.31 済		
	稗原小		H25.5.10 済	再編統合に了承しない。	
6	檜山小	3校を統合し、新設小学校を設置〔新設方式〕	H27.6.9 済	檜山小と東小を統合し、新設校を設置 令和3年4月1日統合(朝陽小)	
	東小		H27.5.11 済		
	伊野小		H27.6.1 済	再編統合に了承しない。	
7	国富小	4校を統合し、新設小学校を設置〔新設方式〕	H29.6.20 済	令和7年4月1日統合(旅伏小)	
	西田小		H30.3.28 済		
	鰐淵小		H30.3.13 済		※平成25年3月31日鰐淵小猪目分校を廃止(本校へ)
	猪目分校				
	北浜小		H28.11.28 済		※平成31年4月1日 塩津小を北浜小へ統合
	塩津小	地元と協議し決定			
8	窪田小	(今後の児童数の推移や交通事情等を見極めながら検討)	(令和5年6月1日自治協会から市へ再編要望書提出)	令和7年4月1日統合(須佐小)	
	須佐小				

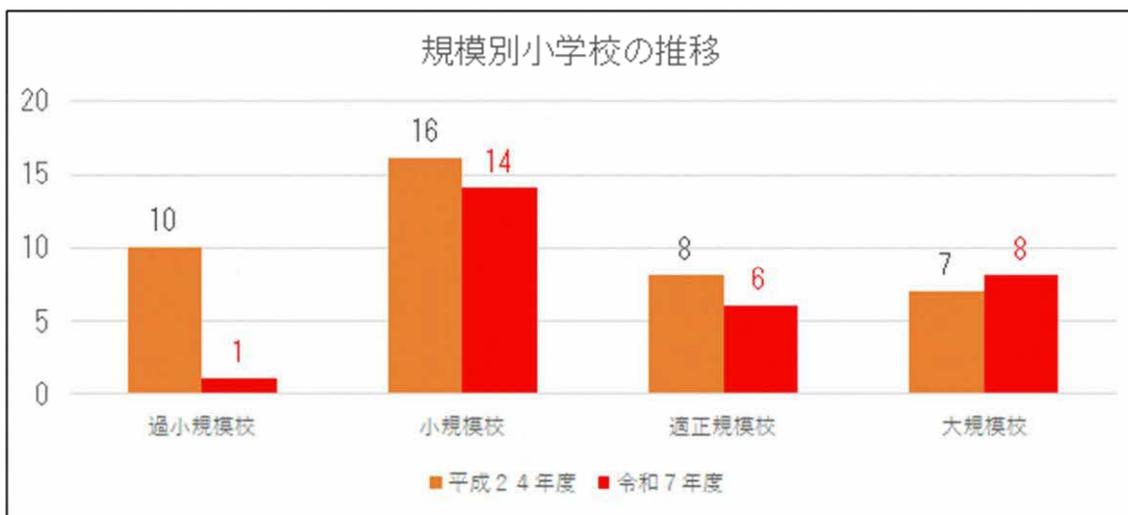
(1) 過小規模校の減少

出雲市立小中学校再編方針に基づく再編・統合により、小学校において過小規模校が減少しました。

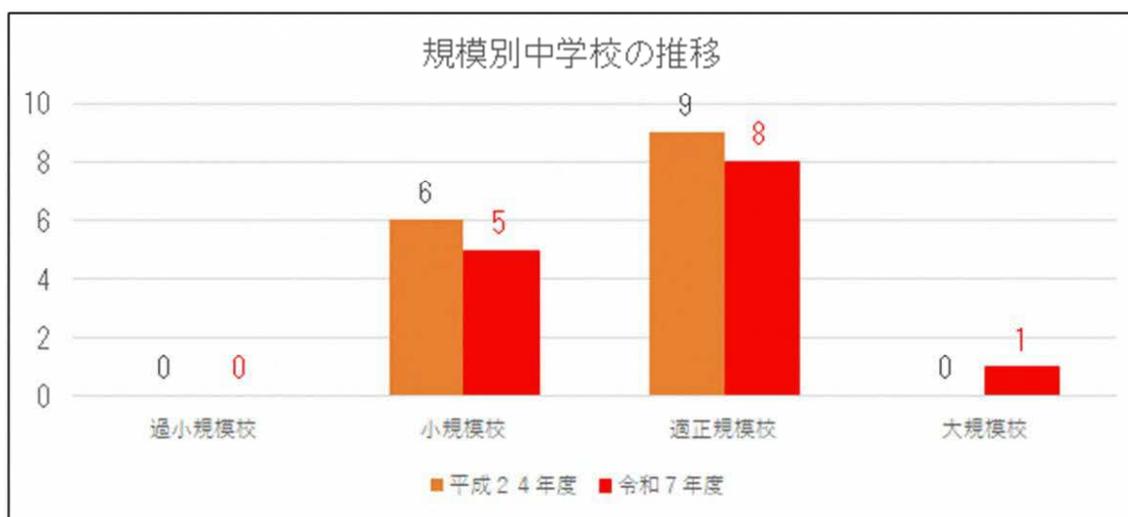
※参考：学校の規模と学級数の関係（出雲市立小中学校再編方針から）

規模		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校
学級数	小学校	0 - 5	6 - 11	12 - 18	19 - 30
	中学校	0 - 2	3 - 5	6 - 18	19 - 30

①規模別小学校数の推移



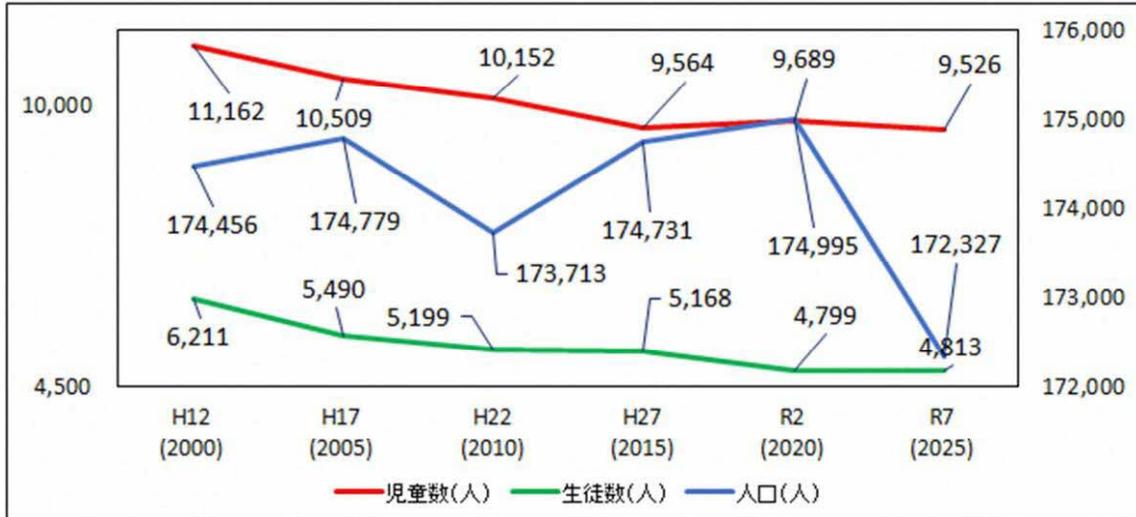
②規模別中学校数の推移



## Ⅱ 児童・生徒数の見込み

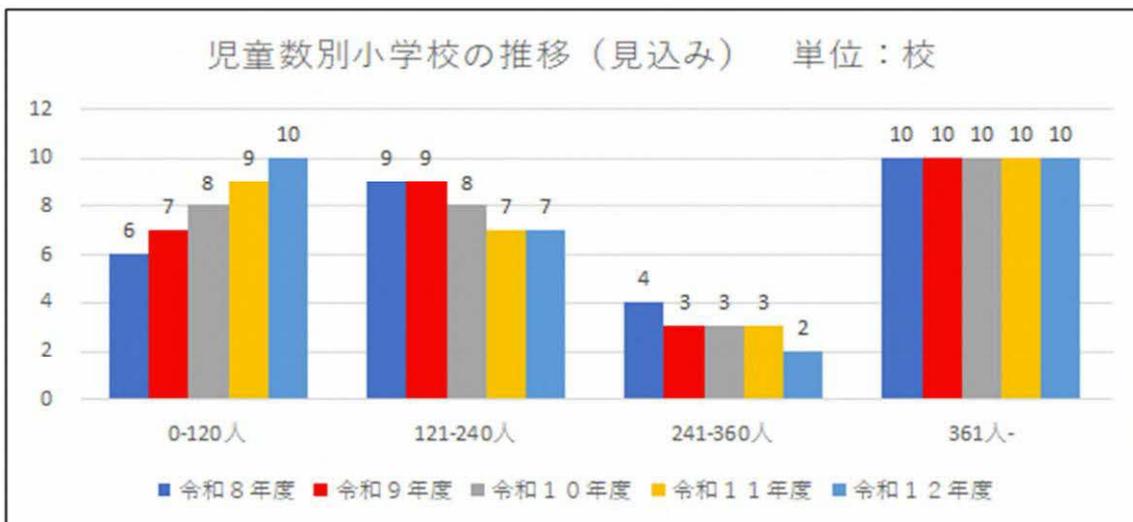
本市の人口は、平成12年(2000)の住民基本台帳人口では174,456人であったものが、令和7年(2025)には172,327人となりました。

児童・生徒数については、平成12年度(2000)には小学校の児童11,162人、中学校の生徒6,211人であったものが、令和7年度(2025)には小学校の児童9,526人、中学校の生徒4,813人となりました。

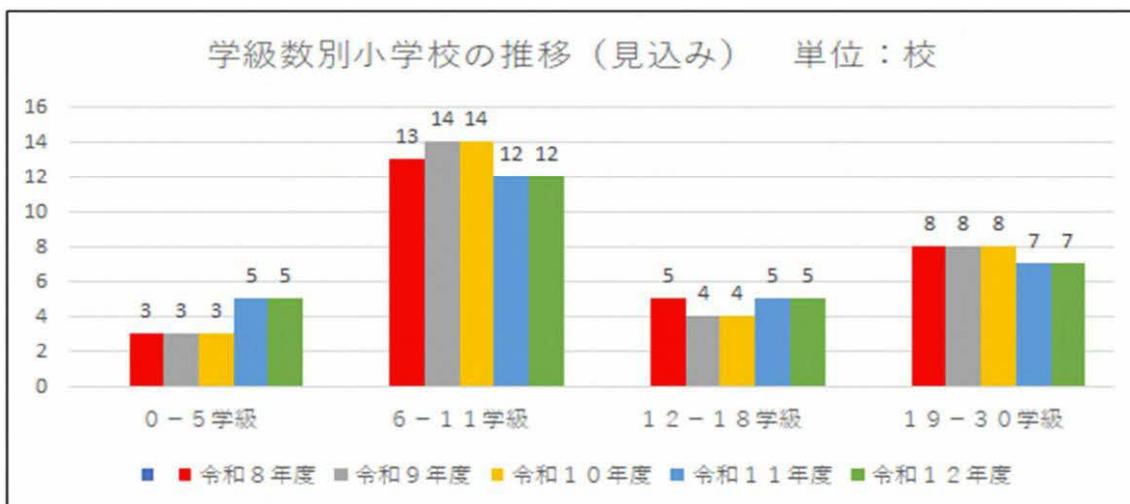


### (1) 小学校の状況 (見込み)

#### ①児童数別小学校の推移 (見込み)

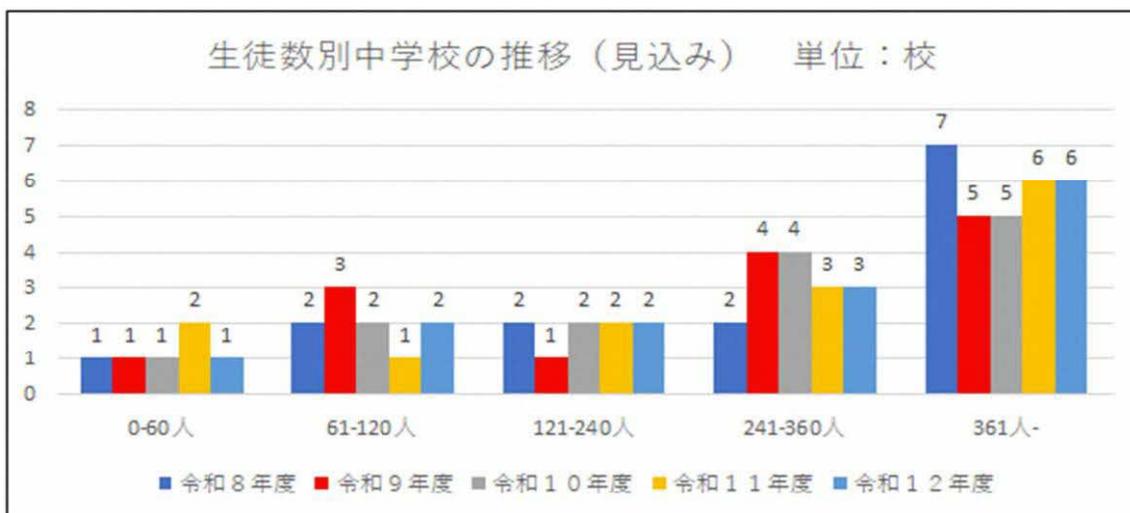


②学級数別小学校の推移（見込み）

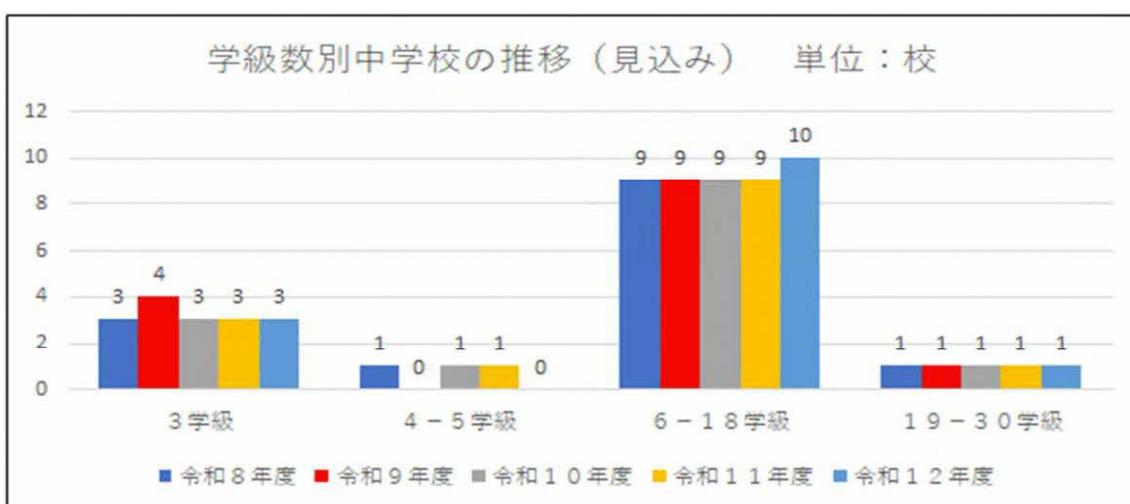


(2) 中学校の状況（見込み）

①生徒数別中学校の推移（見込み）



②学級数別中学校の推移（見込み）



## 第2章 出雲市における小規模特認校制度

### I 目的

存続する小規模校における児童生徒数の減少といった課題解消の一つの手法として、また、特色ある教育を行う小規模校でのびのびとした環境で学びたいとする児童生徒の選択肢になるとともに、学校での活動を通して地域を活性化するため。

### II 小規模特認校制度の基準

#### 1 制度を導入する学校の基準について

##### (1) 学級数、児童・生徒数

小学校及び中学校それぞれ、要件ア、イ全てを満たす小規模な学校について、「小規模特認校制度」を導入する対象校とする。

##### ①小学校

###### ア 学級数

現在、通常学級が6学級未満、あるいは5年以内に6学級未満になることが見込まれる学校

###### イ 児童数

現在、児童数が120人（1学年概ね20人以下を想定）以下、あるいは5年以内に120人以下になることが見込まれる学校

##### ②中学校

###### ア 学級数

現在、通常学級が1学年1学級、あるいは5年以内に1学年1学級になることが見込まれる学校

###### イ 生徒数

現在、生徒数が60人（1学年概ね20人以下を想定）以下、あるいは5年以内に60人以下になることが見込まれる学校

##### (2) 特色ある教育活動

これまで小規模校においても小規模ならではの特徴を生かしたきめ細

かな教育指導や地域の教育資源を活用した「特色ある教育活動」が展開されてきていることから、制度を導入する小学校及び中学校ともに「特色ある教育活動」の実施を必須とする。

### (3) 地元合意

授業を含め地域の教育資源の活用をめざした教職員と地域住民の目的の共有や継続的な取組が重要であることから、小学校及び中学校ともに地元の合意を必須とする。

### (4) 募集定員

児童・生徒数の基準を考慮し、募集定員については、1学年20人から在籍数（在籍見込数）を減じた人数以内を上限とする。

注記 義務教育学校を設置した場合の取扱い（学級数、児童・生徒数）

小学校又は中学校とみなした場合にいずれかの基準又は両方の基準を満たしたときは、義務教育学校が基準を満たすものとして取り扱う。

## 2 制度を利用する児童・生徒の基準について

### (1) 居住地（住所）

保護者及び児童・生徒が、出雲市に居住していること（住所を有していること）。ただし、小規模特認校制度を導入している学校（以下「小規模特認校」という。）の校区に居住している児童・生徒は、他の校区の小規模特認校へ、この制度を利用するの就学は認めない。

### (2) 通学

保護者の責任において、安全な交通手段等により、児童・生徒を通学させる。

(3) 対象学年

全学年を対象とする。ただし、在籍数あるいは在籍見込数が20人を超える学年については、対象学年としない。

(4) 教育上特別な配慮が必要な児童・生徒

教育上特別な配慮が必要な児童・生徒の就学については、教育委員会が受入体制の構築に最大限努めるとともに、可否を決定する。

(5) 保護者の学校の教育活動等への参画

保護者の教育活動への協力や保護者間での協力が不可欠なことから、保護者が、小規模特認校制度導入学校の教育活動等に賛同し、積極的に参加・協力できること。

(6) 就学時期

小規模特認校に就学する時期は、毎年4月1日とする。

(7) 就学期間

小規模特認校に就学した児童・生徒は、卒業まで就学する。

(8) 中学校への進学

教育の継続性が重要であることから、小規模特認校に就学した児童が、中学校に入学する際に希望する場合は、在学する小規模特認校である小学校校区の中学校に入学できる。

### 3 その他

小規模特認校が統合又は廃校となることが決定した段階で、当該学校については、募集停止とする。

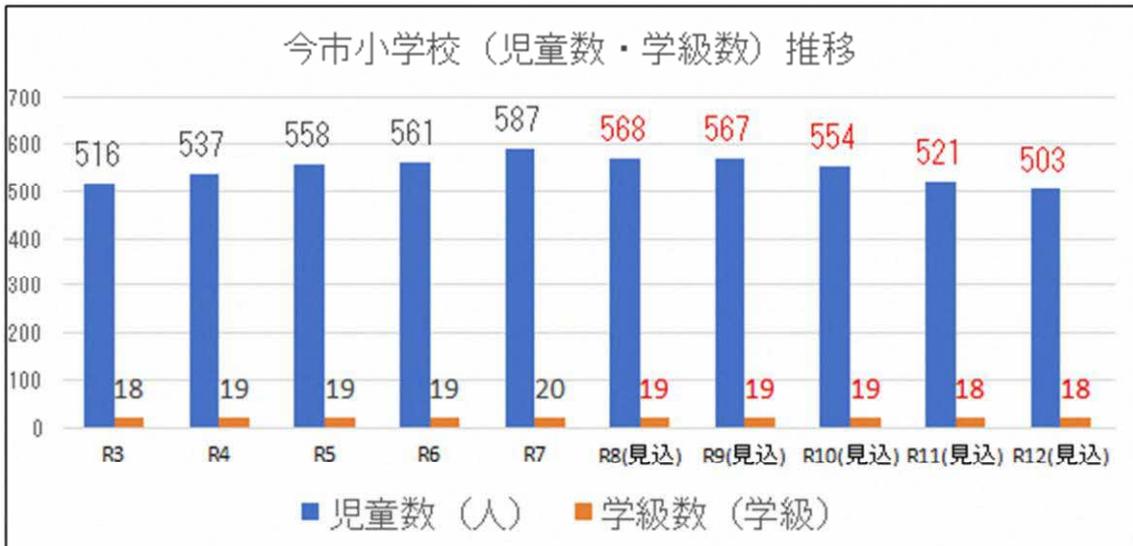
参考

5年以内に基準を満たし、小規模特認校の対象となりうる学校

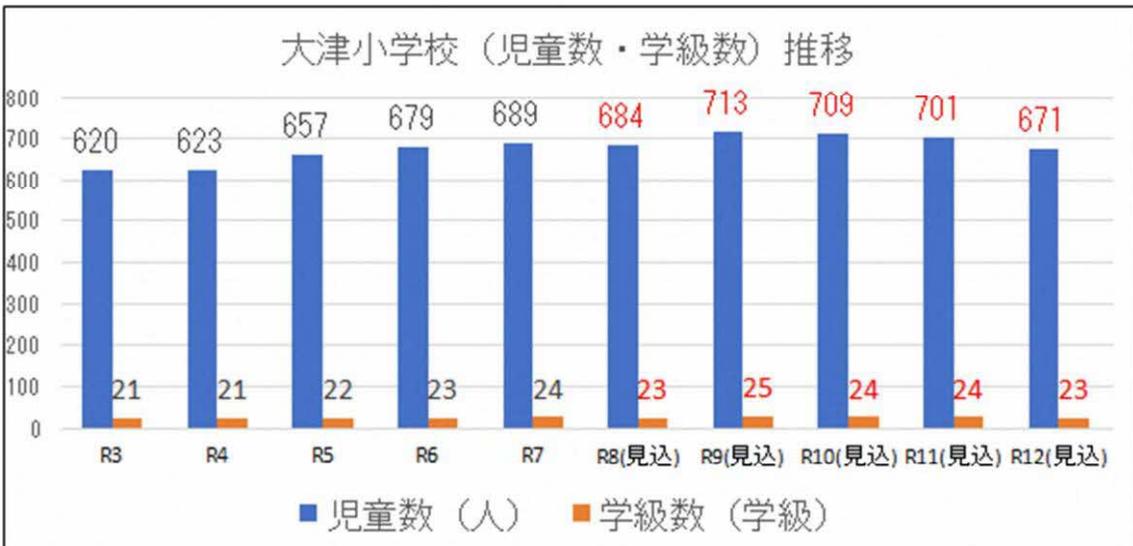
- (1) 小学校 上津小学校  
          みなみ小学校  
          稗原小学校  
          伊野小学校  
          須佐小学校
  
- (2) 中学校 南中学校  
          佐田中学校

## 出雲市立小・中学校の現状と今後の見込み

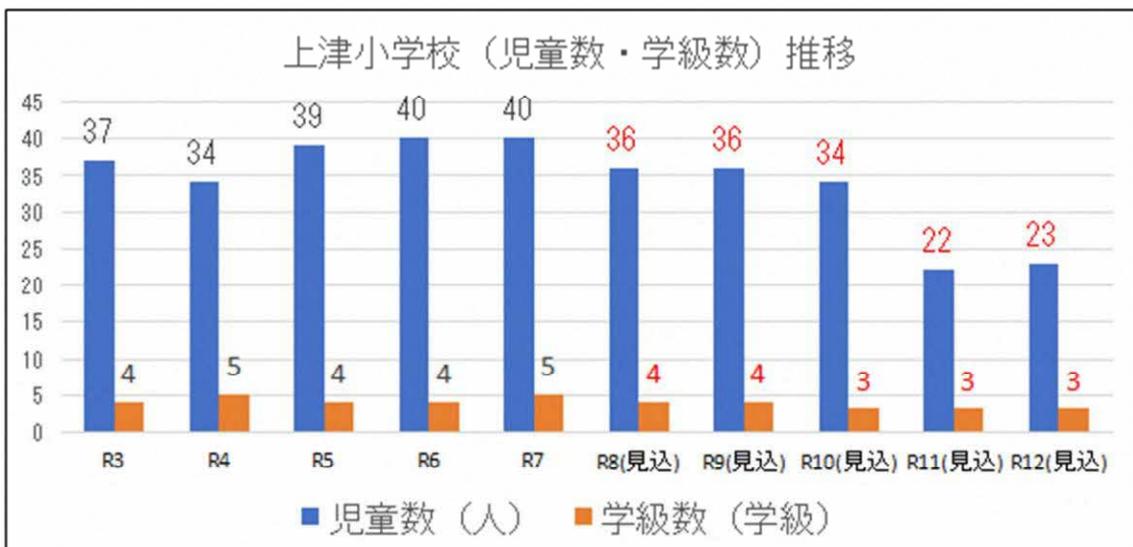
### (1) 今市小学校



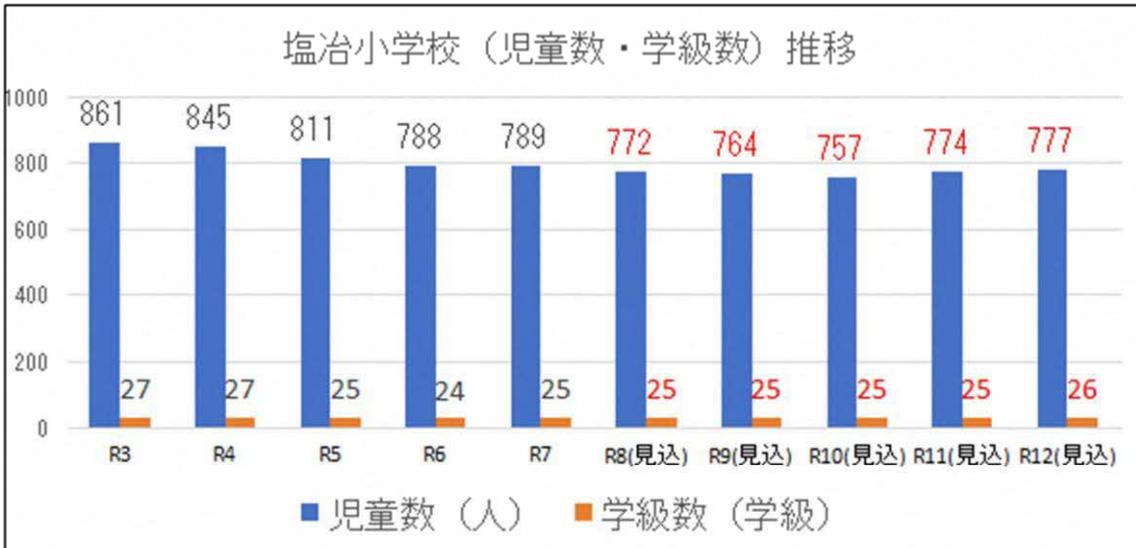
### (2) 大津小学校



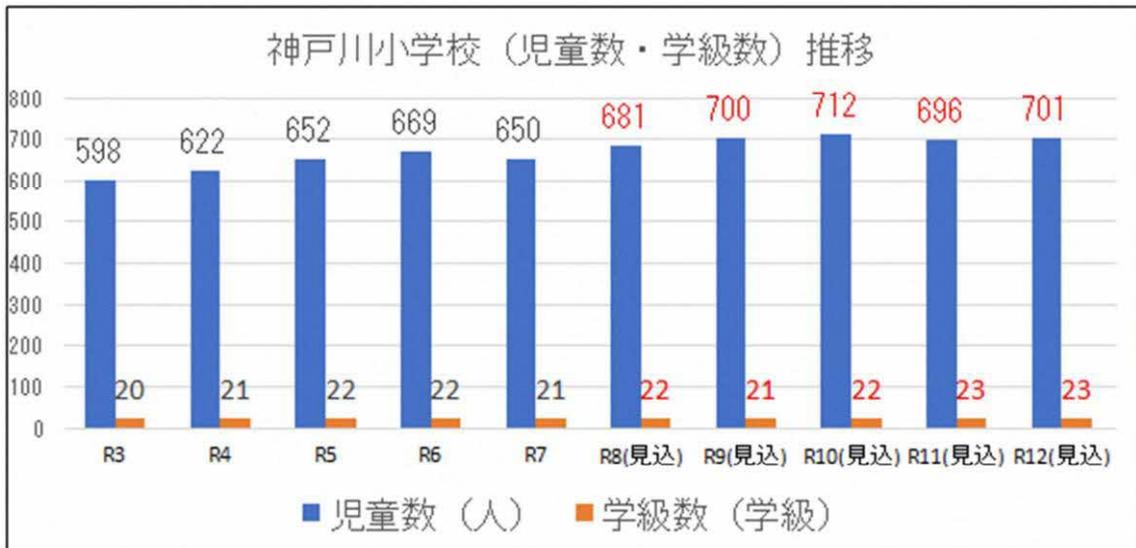
### (3) 上津小学校



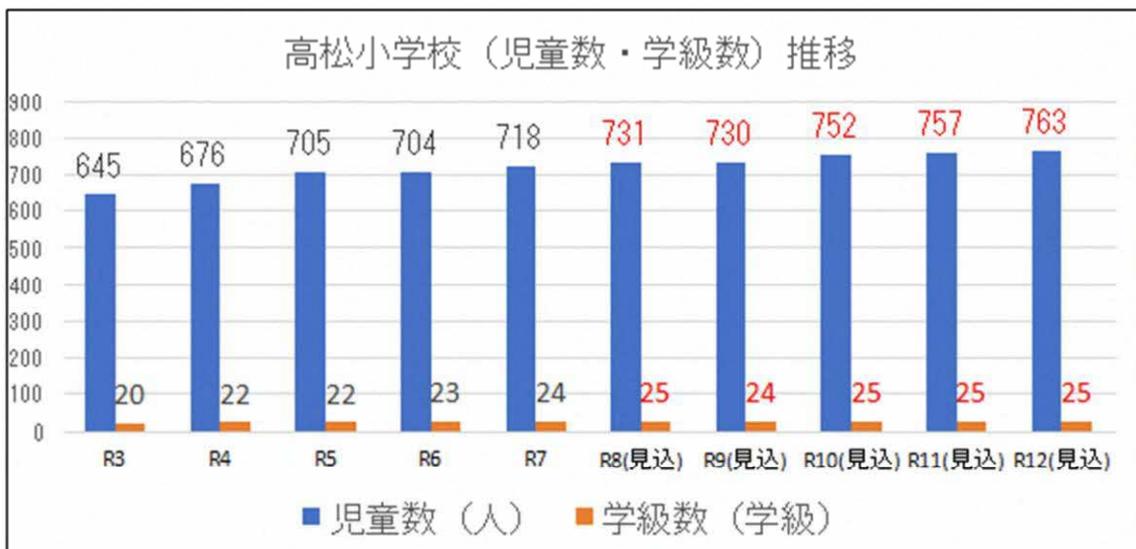
(4) 塩冶小学校



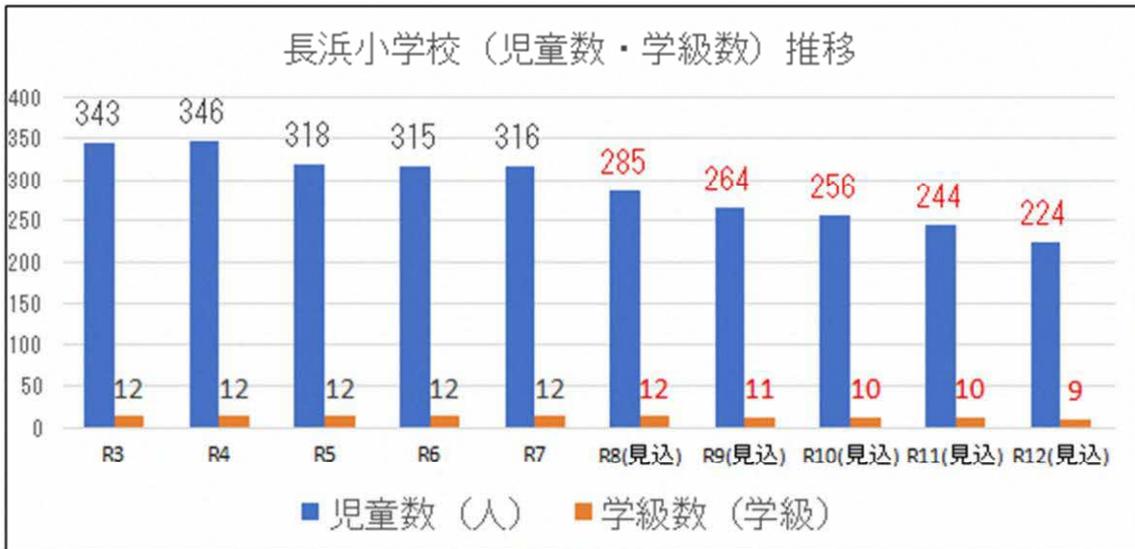
(5) 神戸川小学校



(6) 高松小学校



(7) 長浜小学校



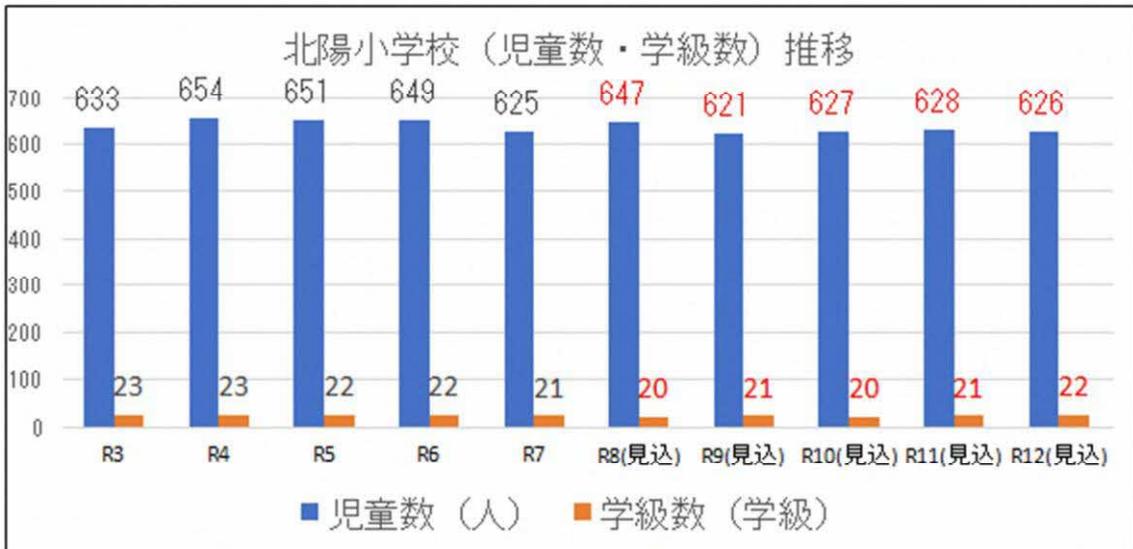
(8) 四絡小学校



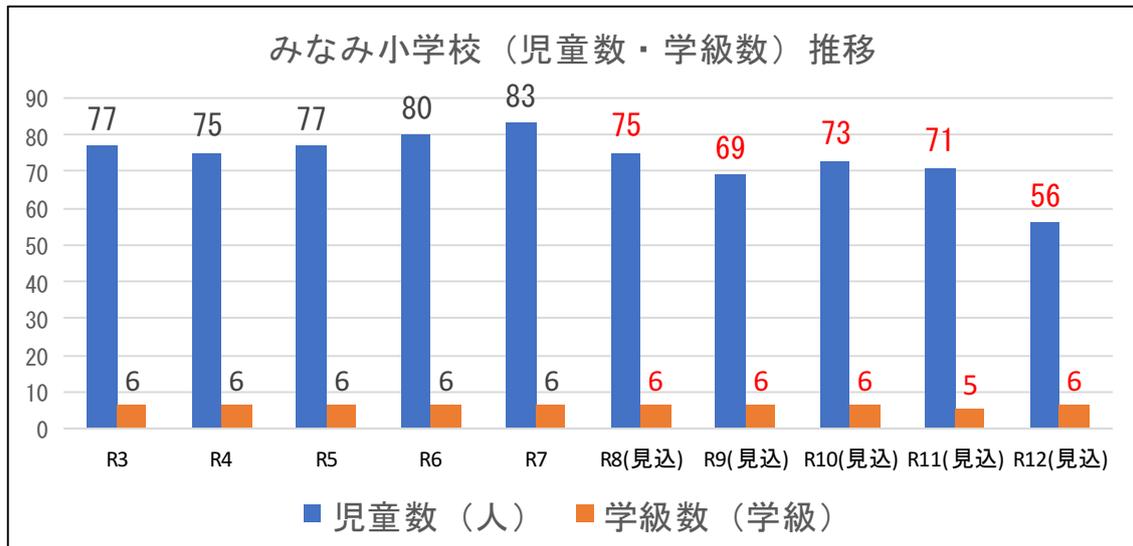
(9) 高浜小学校



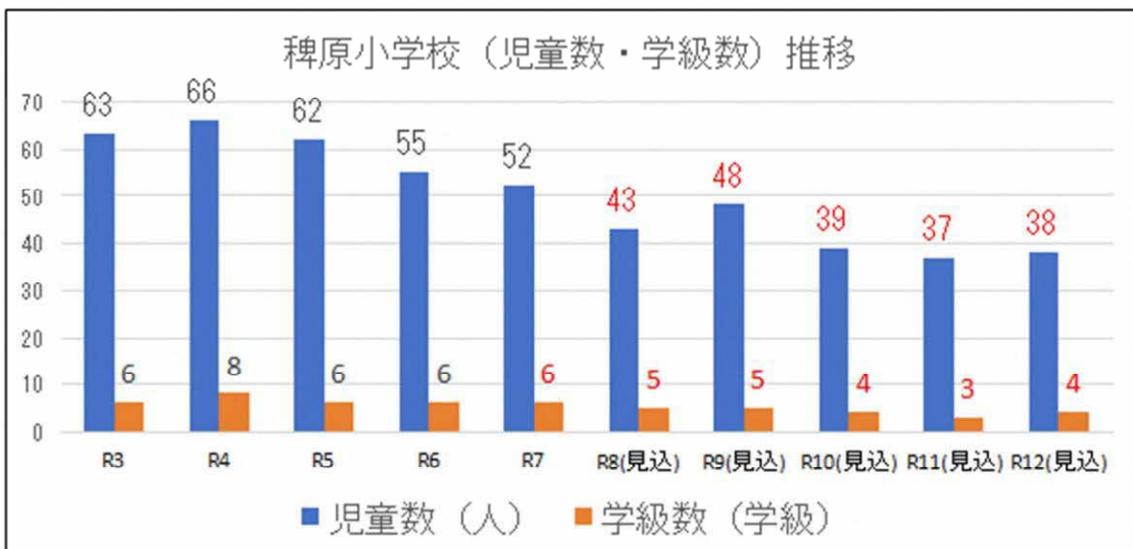
(10) 北陽小学校



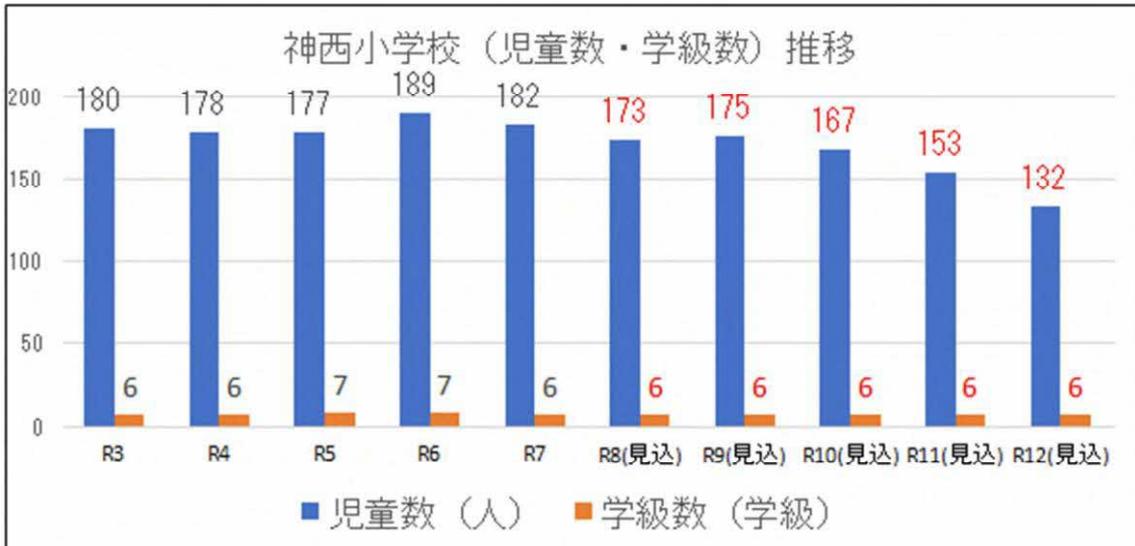
(11) みなみ小学校



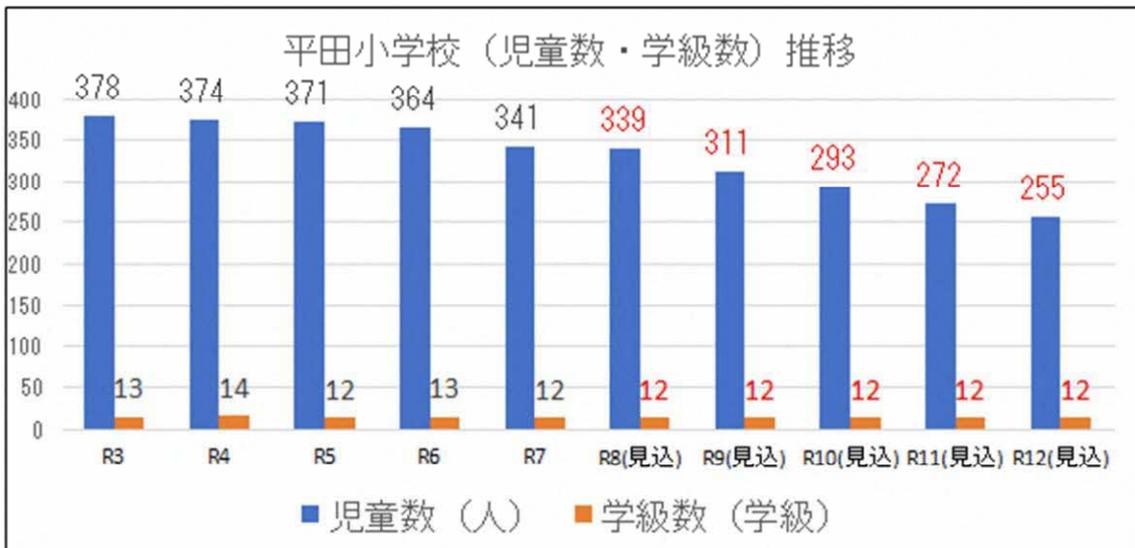
(12) 稗原小学校



(13) 神西小学校



(14) 平田小学校



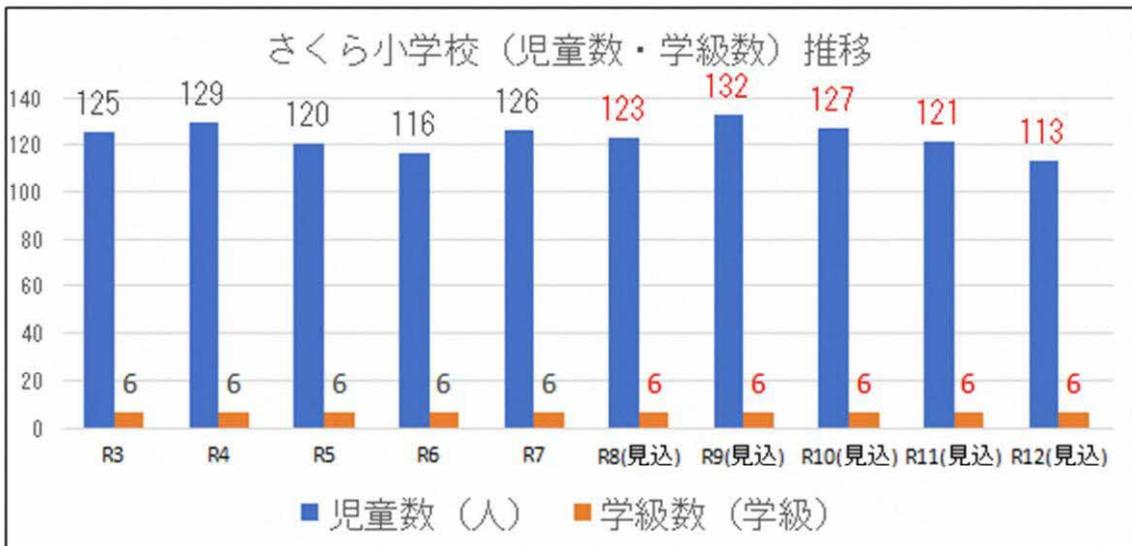
(15) 灘分小学校



(16) 旅伏小学校



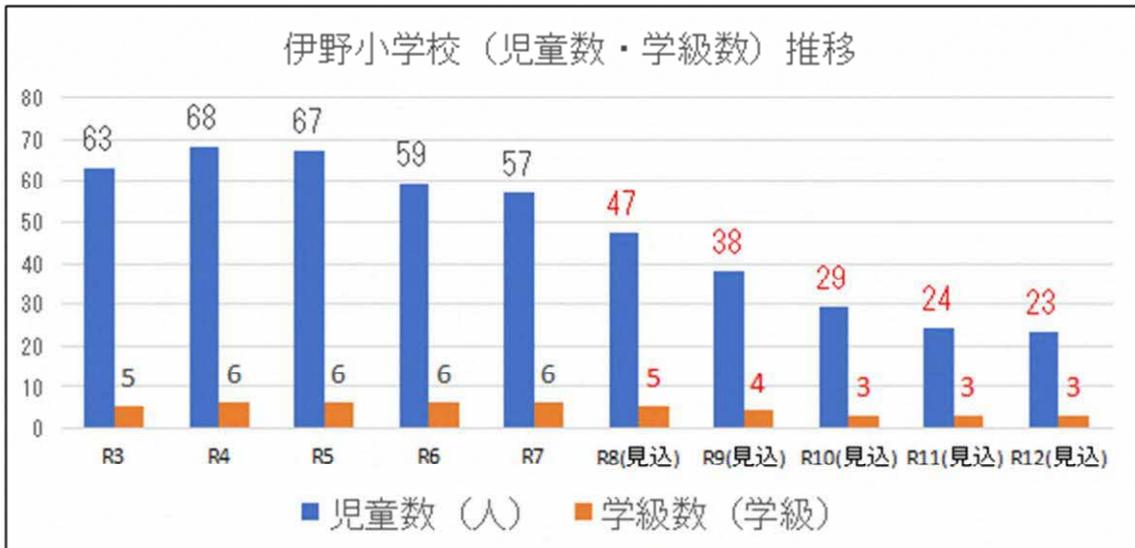
(17) さくら小学校



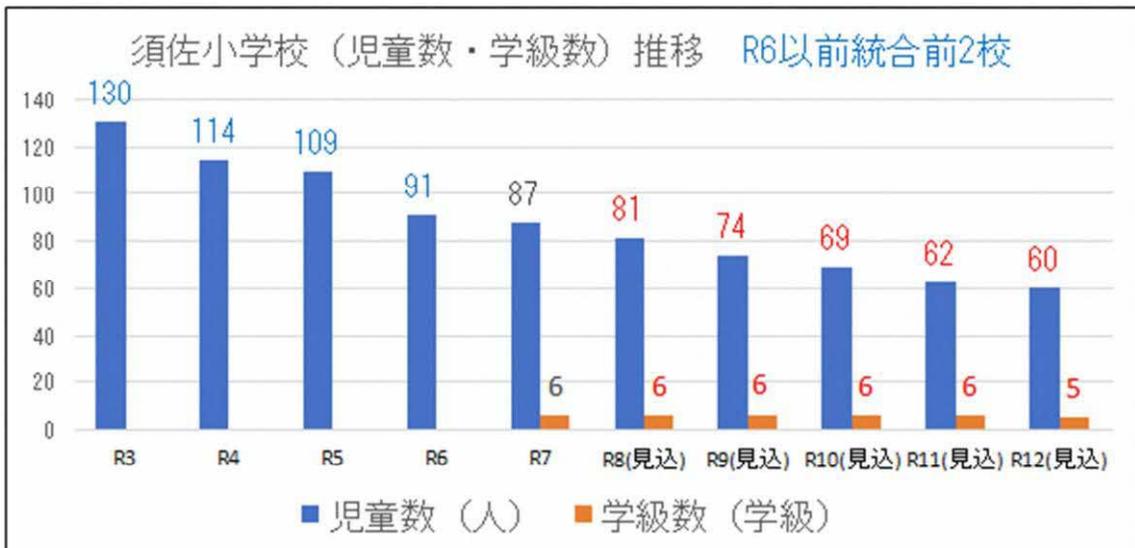
(18) 朝陽小学校



(19) 伊野小学校



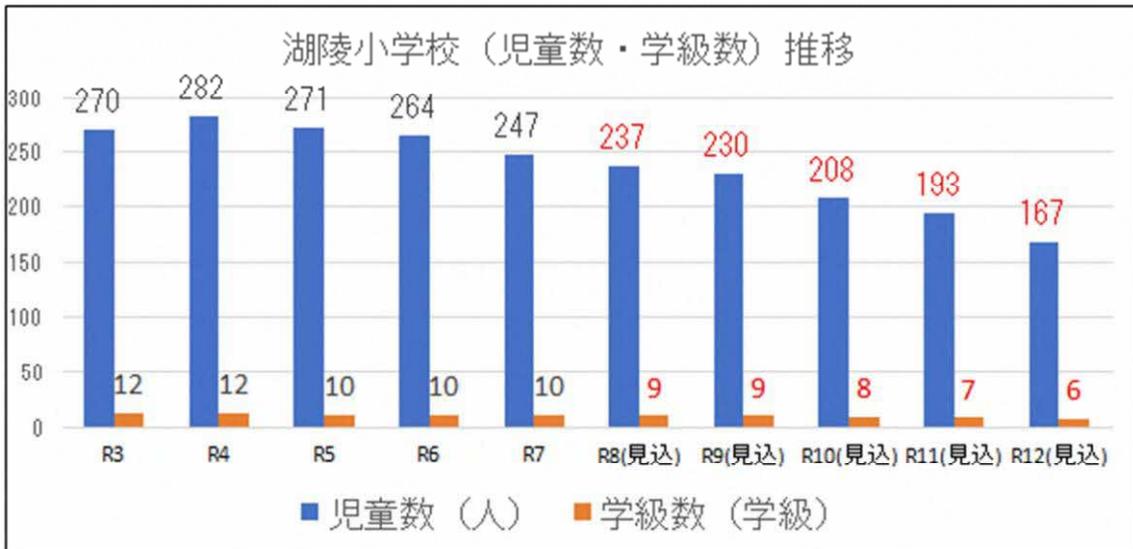
(20) 須佐小学校



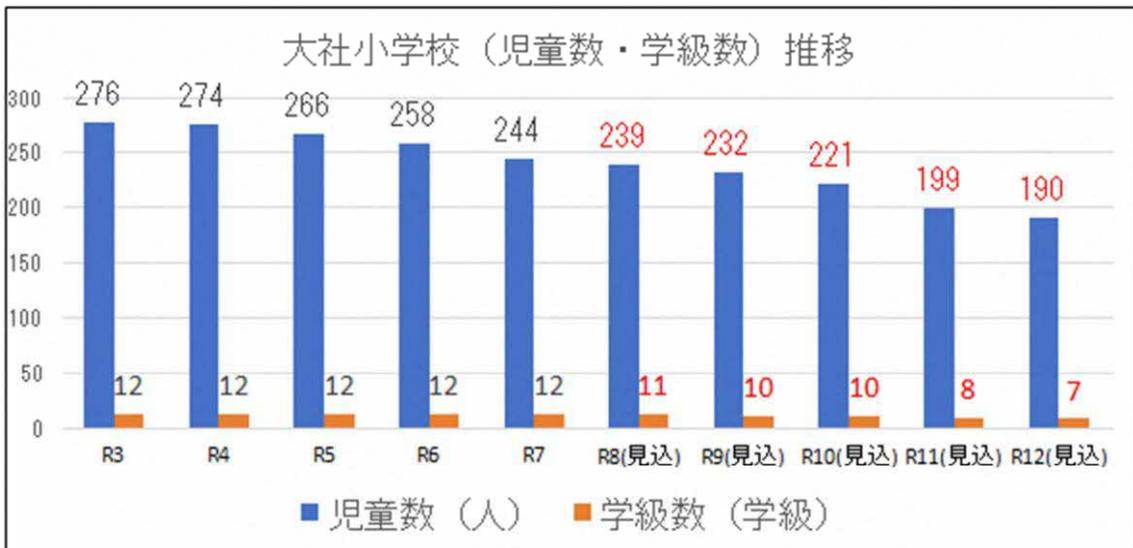
(21) 多伎小学校



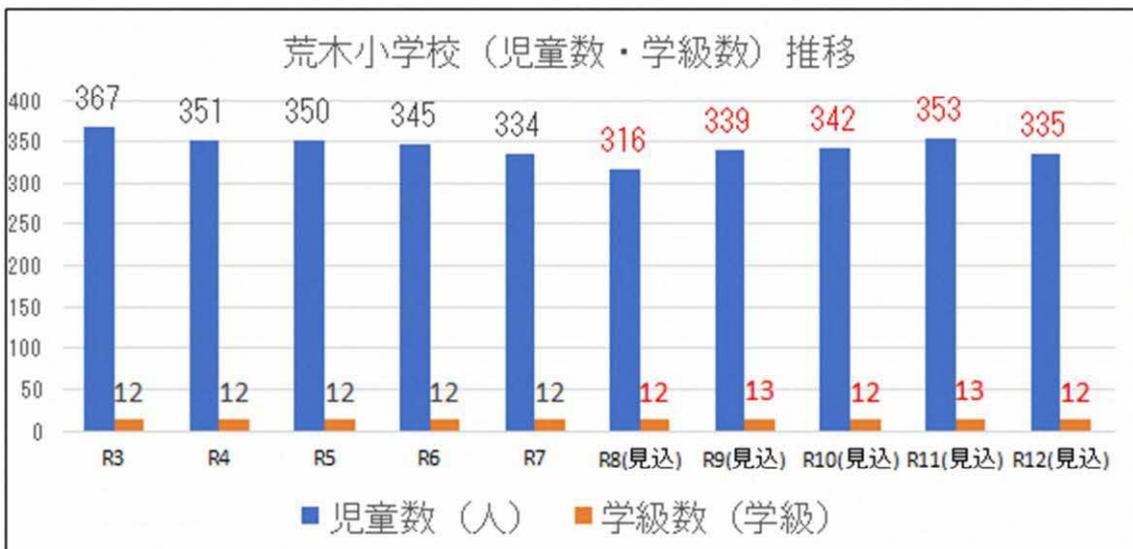
(22) 湖陵小学校



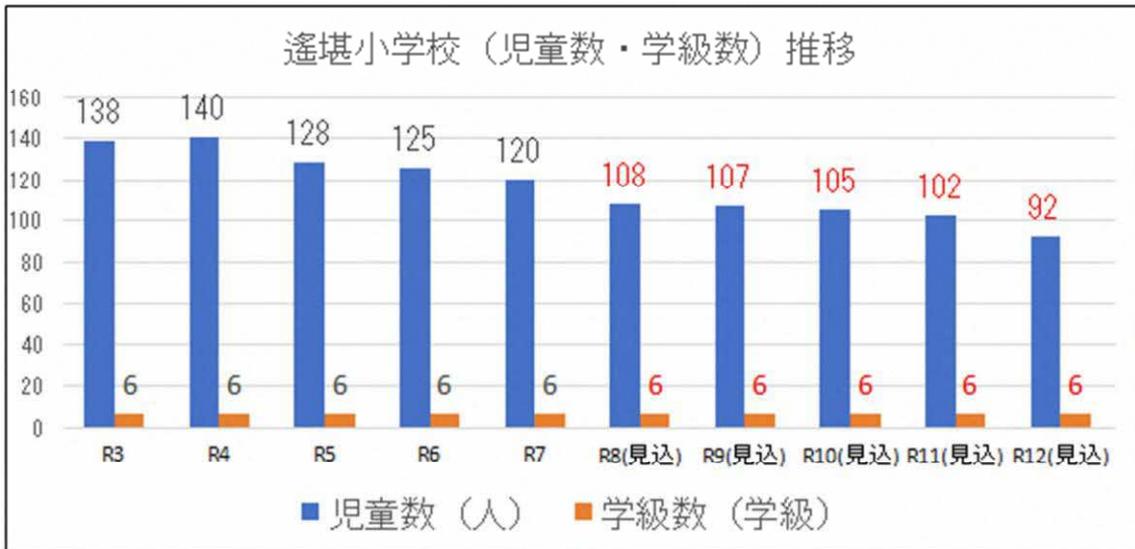
(23) 大社小学校



(24) 荒木小学校



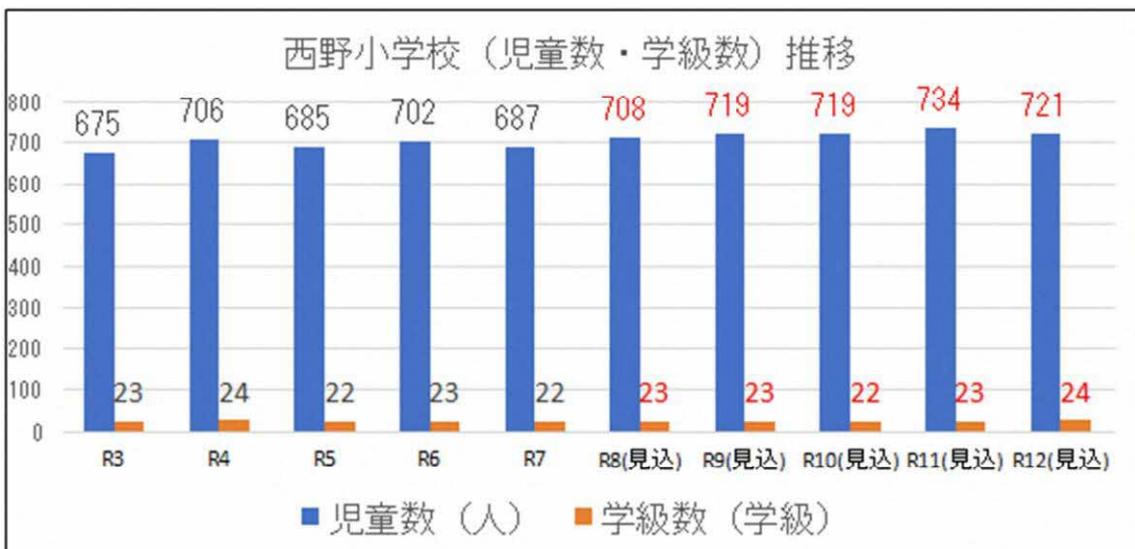
(25) 遙堪小学校



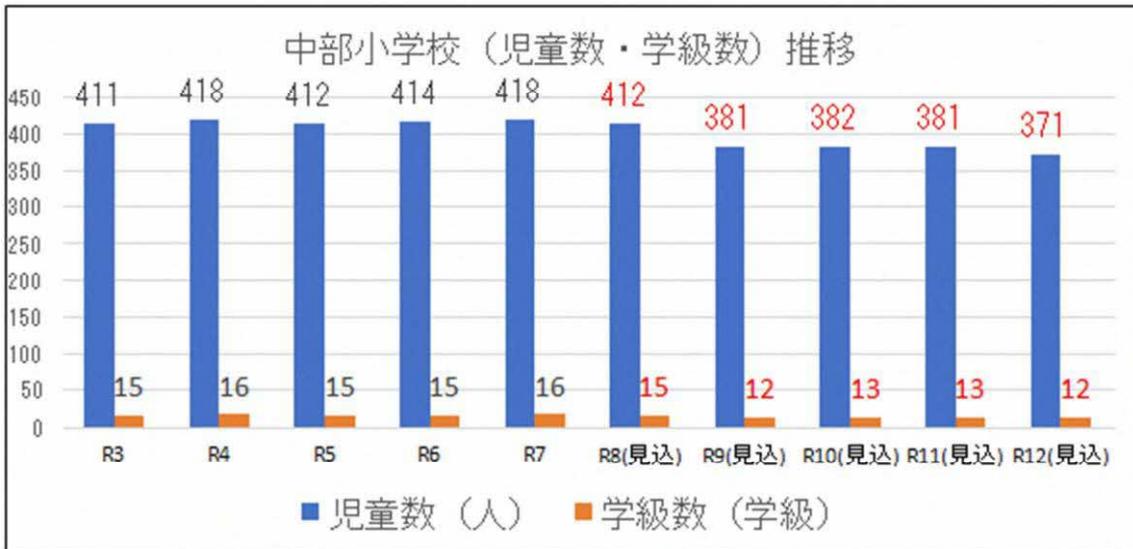
(26) 莊原小学校



(27) 西野小学校



(28) 中部小学校



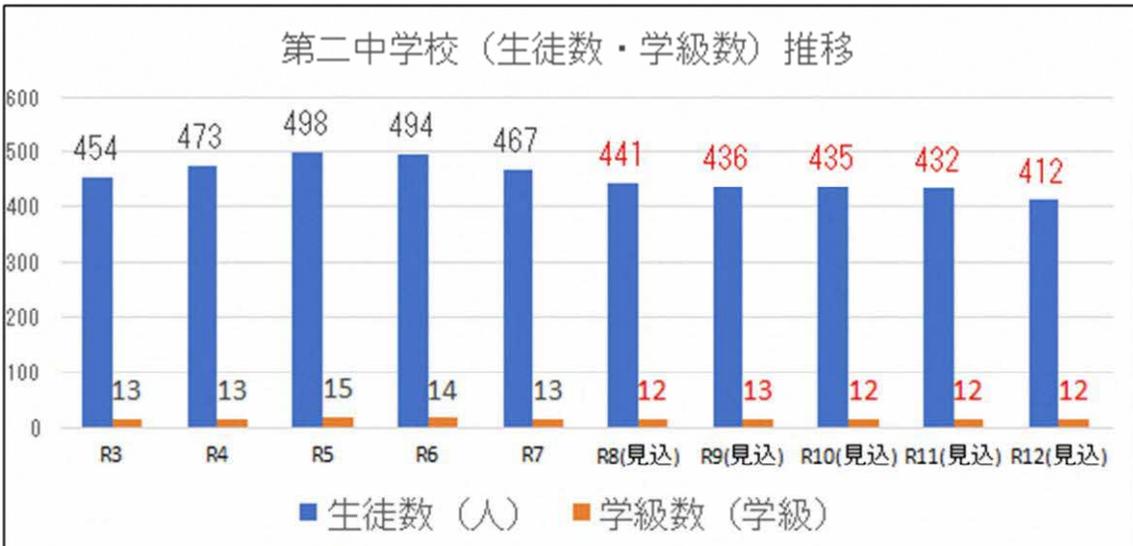
(29) 出東小学校



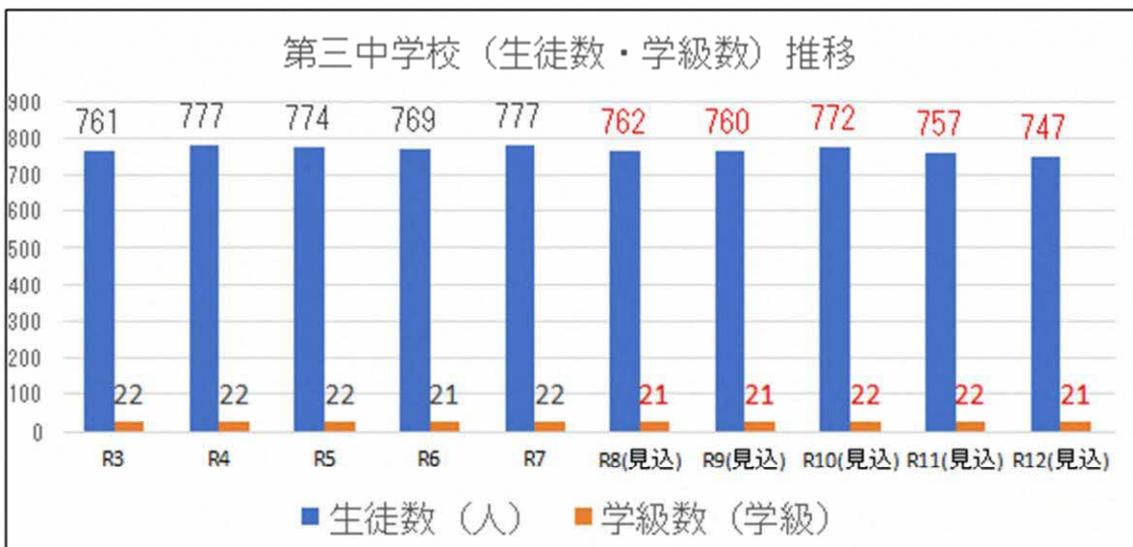
(30) 第一中学校



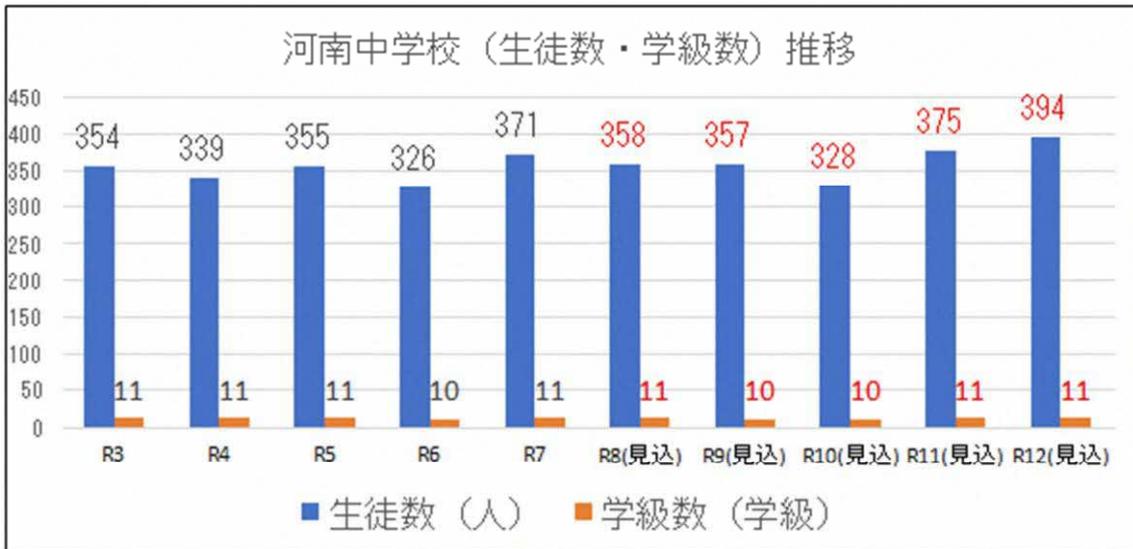
(31) 第二中学校



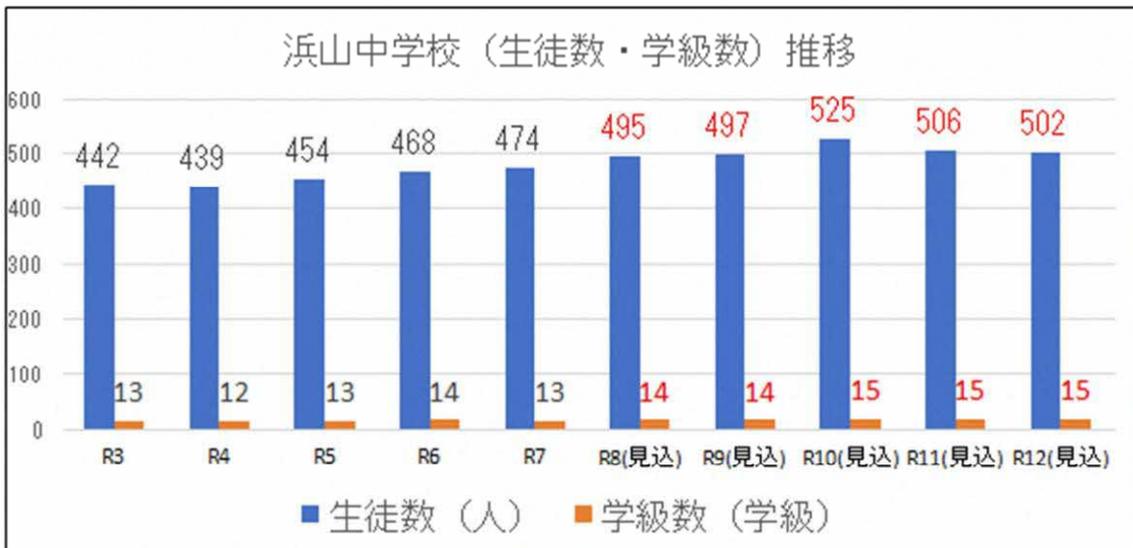
(32) 第三中学校



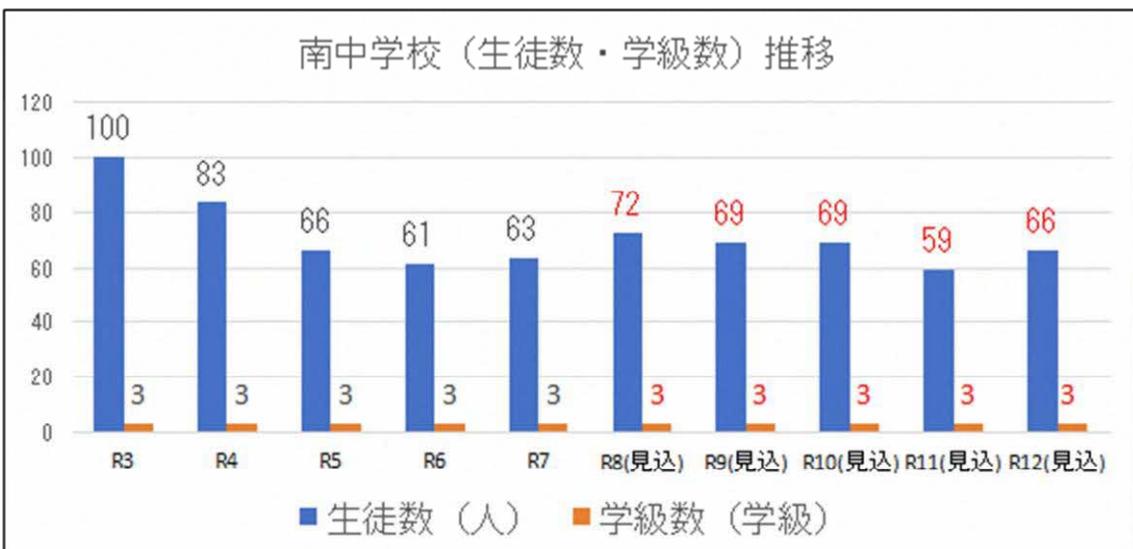
(33) 河南中学校



(34) 浜山中学校



(35) 南中学校



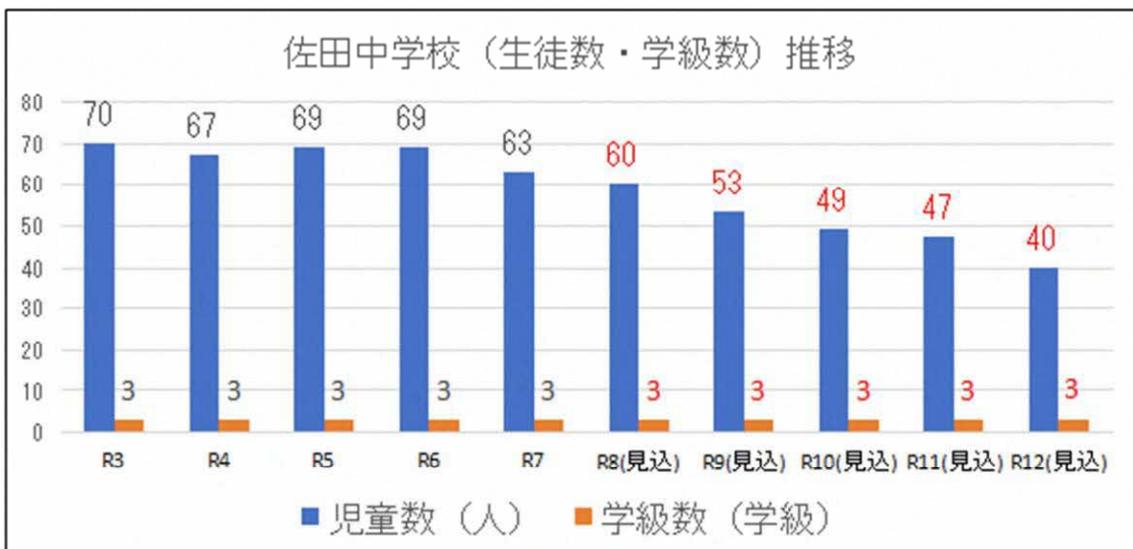
(36) 平田中学校



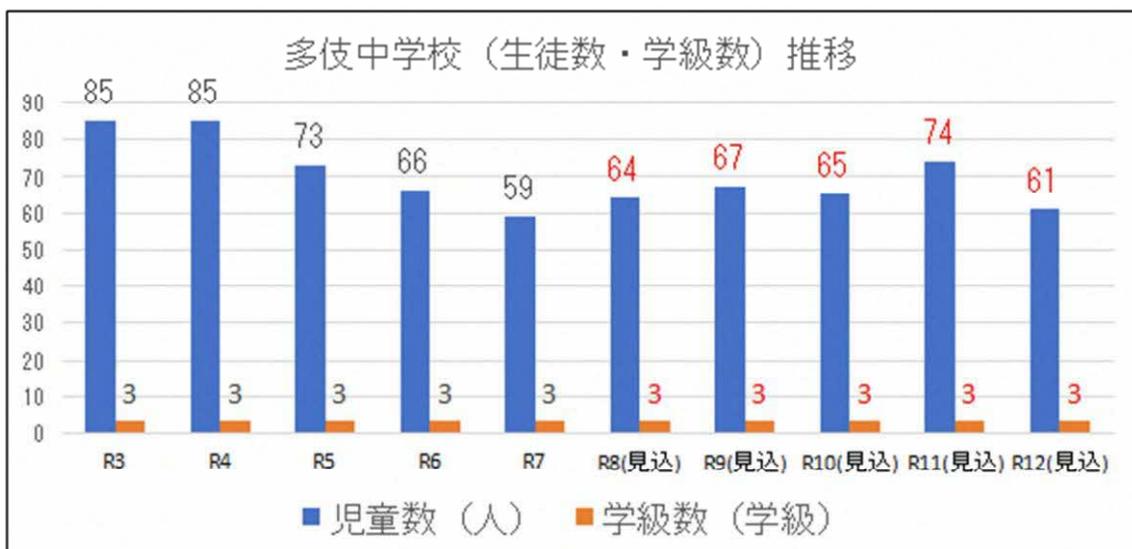
(37) 向陽中学校



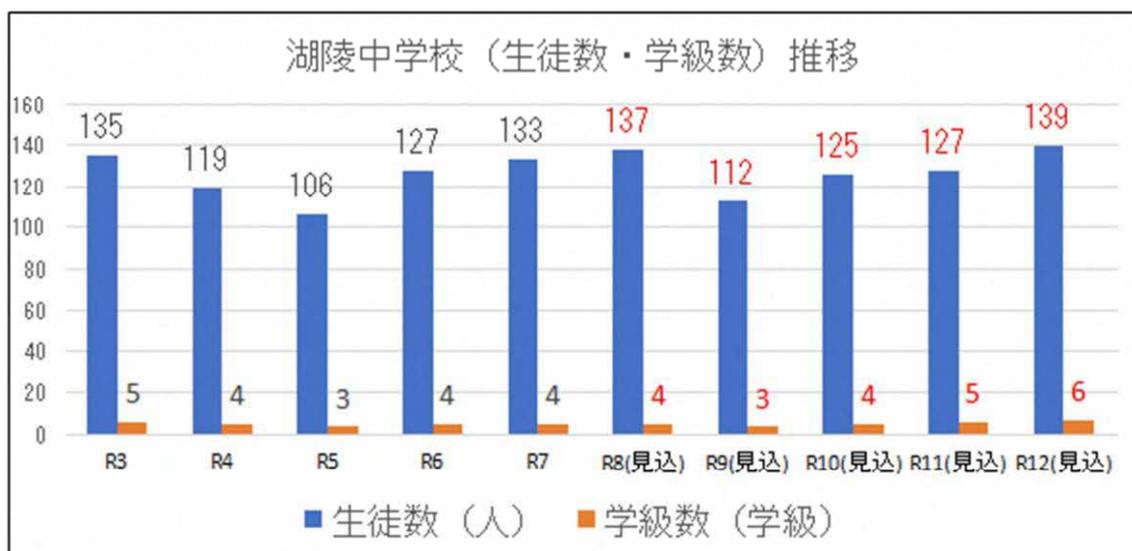
(38) 佐田中学校



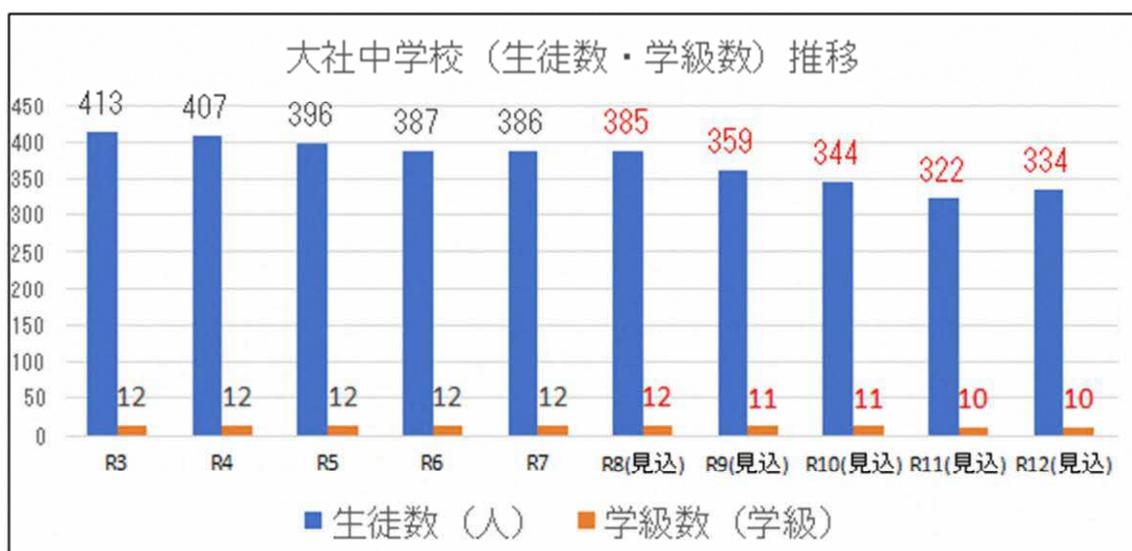
(39) 多伎中学校



(40) 湖陵中学校



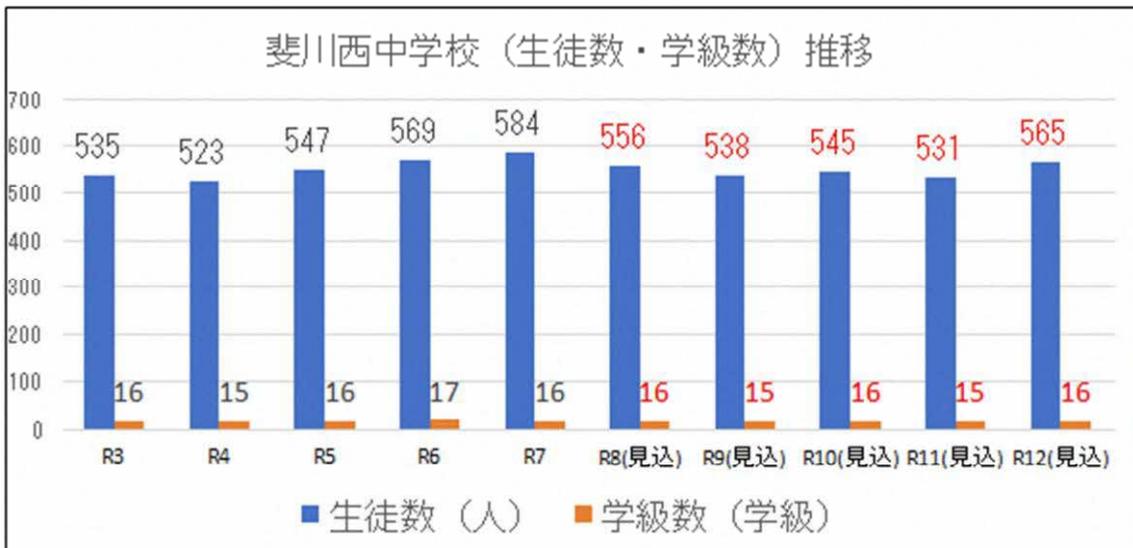
(41) 大社中学校



(42) 斐川東中学校



(43) 斐川西中学校



**注記**

※学級数については、通常学級のみ計上しています。

※令和3年度から令和7年度までの数値については、毎年5月1日時点の数値です。

※令和8年度から令和12年度までの数値については、令和7年5月1日時点における教育委員会の推計値です。児童・生徒数については、居住地(住所)で各学校に計上しています。

※旅伏小学校の令和3年度から令和6年度までの児童数の数値は、当時の国富小学校、西田小学校、鰐淵小学校と北浜小学校の数値を合算したものです。(学級数については、6学級としています。)

※須佐小学校の令和3年度から令和6年度までの児童数の数値は、当時の須佐小学校と窪田小学校の数値を合算したものです。(学級数については、6学級としています。)

令和8年(2026)2月19日

出雲市教育委員会  
教育長 杉谷 学 様

出雲市教育政策審議会  
会長 片寄 進

出雲市における小規模特認校制度の導入及び導入する学校の基準  
について (回答)

令和7年(2025)11月10日付け教政第805号にて審議依頼のありました「出雲市における小規模特認校制度の導入及び導入する学校の基準について」、本審議会において審議した結果、意見をとりまとめ下記のとおり回答します。

出雲市教育委員会においては、この回答を踏まえ、適切な「小規模特認校制度」を導入され、教育のより一層の充実に向けて、取組を進められることを希望します。

記

## 1 出雲市における小規模特認校制度の導入について

出雲市立小中学校再編方針に基づく再編・統合が区切りを迎えた中で、存続する小規模校における課題解消に繋がるとともに、小規模校ならではの特徴やメリットを生かした教育によって、本市における教育活動の更なる活性化に寄与すべく「小規模特認校制度」を導入することが適当である。

## 2 制度を導入する学校の基準について

### (1) 学級数、児童・生徒数

小学校及び中学校それぞれ、要件ア、イ全てを満たす小規模な学校について、「小規模特認校制度」を導入する対象校とすること。

#### ①小学校

##### ア 学級数

現在、通常学級が6学級未満、あるいは5年以内に6学級未満になることが見込まれる学校

##### イ 児童数

現在、児童数が120人（1学年概ね20人以下を想定）以下、あるいは

は5年以内に120人以下になることが見込まれる学校

## ②中学校

### ア 学級数

現在、通常学級が1学年1学級、あるいは5年以内に1学年1学級になることが見込まれる学校

### イ 生徒数

現在、生徒数が60人（1学年概ね20人以下を想定）以下、あるいは5年以内に60人以下になることが見込まれる学校

## (2) 特色ある教育活動

これまで小規模校においても小規模ならではの特徴を生かしたきめ細かな教育指導や地域の教育資源を活用した「特色ある教育活動」が展開されてきていることから、制度を導入する小学校及び中学校ともに「特色ある教育活動」の実施を必須とすること。

## (3) 地元合意

授業を含め地域の教育資源の活用をめざした教職員と地域住民の目的の共有や継続的な取組が重要であることから、小学校及び中学校ともに地元の合意を必須とすること。

## (4) 募集定員

児童・生徒数の基準を考慮し、募集定員については、1学年20人から在籍数（在籍見込数）を減じた人数以内を上限とすること。

## 3 制度を利用する児童・生徒の基準について

### (1) 居住地（住所）

保護者及び児童・生徒が、出雲市に居住していること（住所を有していること）。ただし、小規模特認校制度を導入している学校（以下「小規模特認校」という。）の校区に居住している児童・生徒は、他の校区の小規模特認校へ、こ

の制度を利用しての就学は認めないこと。

(2) 通学

保護者の責任において、安全な交通手段等により、児童・生徒を通学させること。

(3) 対象学年

全学年を対象とすること。ただし、在籍数あるいは在籍見込数が20人を超える学年については、対象学年としないこと。

(4) 教育上特別な配慮が必要な児童・生徒

教育上特別な配慮が必要な児童・生徒の就学については、教育委員会が受入体制の構築に最大限努めるとともに、可否を決定すること。

(5) 保護者の学校の教育活動等への参画

保護者の教育活動への協力や保護者間での協力が不可欠なことから、保護者が、小規模特認校制度導入学校の教育活動等に賛同し、積極的に参加・協力できること。

(6) 就学時期

小規模特認校に就学する時期は、毎年4月1日とすること。

(7) 就学期間

小規模特認校に就学した児童・生徒は、卒業まで就学すること。

(8) 中学校への進学

教育の継続性が重要であることから、小規模特認校に就学した児童が、中学校に入学する際に希望する場合は、在学する小規模特認校である小学校校区の中学校に入学できるものとする。

#### 4 その他

小規模特認校が統合又は廃校となることが決定した段階で、当該学校については、募集停止とすること。

## 出雲市教育政策審議会委員名簿

任期：令和6年7月29日～令和8年7月28日

役職	氏名	主な役職等
会長	片寄 進	鳥取看護大学・鳥取短期大学 入試アドバイザー 元島根県教育庁教育監
副会長	高橋 泰幸	(公財)しまね国際センター 理事 元島根県教育庁教育監
委員	池田 さゆり	向陽中学校校長
委員	甲山 美紀恵	鵜鷺自治協会会長 大社小学校教育後援会副会長 大社小学校地域学校運営理事会理事 青少年育成アドバイザー
委員	斎藤 貴弘	平田青年会議所直前理事長
委員	坂本 勝	東コミュニティセンター長
委員	手銭 俊夫	高松小学校校長
委員	秦 繁男	出雲市青少年育成市民会議副会長
委員	秦 純子	出雲市公立幼稚園・こども園長会副会長 中央幼稚園園長（中央保育所所長）
委員	廣戸 悦子	子育てサポーター 浜山中学校地域学校運営理事会理事 高松小学校地域学校運営理事会理事長
委員	古川 比呂美	前主任児童委員 中部小学校地域学校運営理事会副理事長
委員	堀西 雅亮	出雲市社会教育委員 島根県外国人地域サポーター
委員	宮本 享	出雲市議会文教厚生委員会委員長
委員	山下 明博	出雲市PTA連合会会長 出雲市立神戸川小学校PTA会長
委員	山本 仁人	出雲青年会議所理事長